

## 申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第3項 地方自治法施行規則第22条	地縁による団体の規約の変更の認可	市民協働推進課

1 認可を受けた地縁による団体は、規約に別の定めがある場合を除き、総構成員の4分の3以上の同意を得て規約を変更できるものとする。規約の変更は、市長の認可を受けて効力を生じることになる。規約変更認可申請書に次の書類を添付したものを審査する。

(1) 規約変更の内容及び理由を記載した書類

(2) 規約変更を総会で議決したことを証する書類

議長及び議事録署名人が署名、押印した議事録の写しでも認められるものとする。

(3) 規約の変更が告示事項の変更を伴う場合は、規約の変更の認可後、告示事項の変更届を受理するものとする。

2 標準処理期間は、14日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。